3 R推進課車両による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年(2021年)8月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

3 R推進課車両による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年(2021年)7月8日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

- 3 R 推進課車両による物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。
- 1 事故発生年月日 2021年5月1日
- 2 事故発生場所 町田市原町田二丁目1番地
- 3 事 故 の 概 要 3 R推進課車両が後退の際に停車中の車両に接触し、車両を

破損させたもの

- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所 神奈川県藤沢市菖蒲沢70-8
- 6 被害者の氏名 大和食品工業株式会社
- 7 損害賠償の額 638,308円